

## 令和4年第4回定例会 文教厚生委員会 所管事務調査経過報告書

生活困窮者及びひとり親家庭への支援の状況について

調査の趣旨

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、就業が困難になり、収入が大幅に減少するなど、低所得者層の拡大が懸念される状況が継続している。令和3年3月に当委員会にて、住居確保給付金、緊急小口資金、総合支援資金などの生活困窮者に対する支援の状況、生活保護の相談・申請の状況、ひとり親家庭の相談・支援の状況等を基に、本市の現状について所管事務調査を行っているが、その後の状況について調査を行うものである。

生活困窮者への支援の状況について

説明の概要

住居確保給付金の給付件数、また、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付金の貸付件数について、令和2年度、令和3年度及び本年度4月から10月末までの件数はいずれも令和2年度より、減少傾向となっている。本市及び近隣4市の令和3年度の実績を比較すると、住居確保給付金の件数は、所沢市、狭山市、入間市、日高市という順番で件数が多くなっており、狭山市と入間市は、ほぼ同数となっている。飯能市については、令和3年度の新規の給付件数はない。

住居確保給付金について総世帯数に占める給付割合は、狭山市が0.08%、所沢市が0.05%、入間市が0.09%、日高市が0.07%で、いずれも0.1%未満の割合であった。

本市の住居確保給付金について、令和3年度に支給した60件について、職業別では、荷物の配送等の運輸関係が11%で最も多く、続いて警備関係が7%、建設関係、小売関係、飲食店に關係する職種がそれぞれ5%となっている。その後に医療事務、ゲームセンター等の娯楽施設、製造関係の職種が3%前後の割合を占めている。その他の60%については、離職後2年以内であれば給付金が申請できるので、就労内容がはっきりしない、または不明といったものが含まれている。

受給者の年齢別の割合は、最も多い年代が60代で25%、2番目が50代と40代でいずれも20%、3番目が30代で17%であり、以下、70代10%、20代7%、80代2%の順となっている。性別の割合については、男性が73%で女性が27%という状況にある。

生活保護について、令和3年度及び令和4年度の10月末現在において、相談件数、申請件数については、大きな変化はない。「世帯類型別生活保護受給世帯割合」については、令和3年度が68.9%、令和4年度が69%と、高齢者世帯が非常に多い状況になっている。

保護開始の状況（理由別）については、令和2年度、一番多い生活保護の開始の状況の理由は、年金・仕送り等の減少が44.5%だったが、令和3年度になると、29.7%と大幅に少なくなっている。その代わりに、世帯主の傷病が、令和2年度は25.7%だったが、令和3年度においては、41.5%と増えている。特に

稼働年齢層の若年層である、20代から40代の単身の男性で、精神的に疾患を患ってしまい就労ができない中での申請が非常に増えている。

保護廃止の状況（理由別）については、死亡・失踪が令和2年度は45.3%だったが、令和3年度になるとさらに増え、58.6%となっており、本市の高齢化率の高さが反映されているような結果となっている。

## 主な質疑

○住居確保給付金、緊急小口資金、総合支援資金について、現在の利用の条件は。

●住居確保給付金の申請の要件等については、所得要件と資産要件、主に預貯金について、生活保護を基準としたところでの金額以下であれば給付を受けられる。住居確保給付金については、新規申請で3ヵ月、延長で3ヵ月、さらに再延長で3ヵ月、計9ヵ月が給付対象になっている。これに再申請で、さらに3ヵ月、計12ヵ月分が給付される。今年度末までが再申請のプラス3ヵ月の延長で給付が受けられる状況となっている。

貸付けの緊急小口資金と総合支援資金については、申請は9月30日までで受付を終了している。

○緊急小口資金と総合支援資金の返済の状況は、また据置き期間は。

●令和3年度、令和4年度に住民税非課税の方は償還が免除になる。その後は、予定として令和5年度が住民税非課税である場合には償還が免除になっていくという方向性が出ている。また、据置期間は1年となっている。

○直近での本市での生活保護の保護率は。

●令和3年度末の本市の生活保護の保護率は0.61%となっている。

○委員会で指摘があった扶養照会の考え方や生活保護のしおりに対しての対応は。

●扶養照会は親族の援助のみならず、高齢の受給者の連絡先として、本人に説明をした上で申請後に行っている。本人が拒否している場合は実施しない。生活保護のしおりに関しては、本年3月にホームページで公開している。今後、さらに利用しやすくわかりやすいものにしていきたい。

○生活困窮の実態としては、住居確保給付金や緊急小口資金などの件数が減っているのでは、生活困窮者は減ってきていると考えていいのか。

●令和2年度は一番最初の新型コロナウイルス感染症の感染状況が非常に厳しく、経済や社会生活も止まった状況で、生活困窮者に対して初めて給付したものである。支給要件や貸付要件も、新たに新型コロナウイルス感染症を理由として要件が緩和されて、例年と比べて大きく件数が増え突出した数字となった。令和3年度については、一定程度の必要な方には対応ができ、経済状況も少しずつ回復させるような形で、ウィズコロナの状況の中で就労等が可能になってきた。社会的な傾向として、件数の減少傾向は本市だけではなく、全国的な状況となっている。

○生活保護の世帯類型別生活保護受給世帯割合で、高齢者世帯が約7割となっているが、どのような傾向

か。

- 年金の受給権がない方や、あっても非常に少額な年金の受給額であり到底最低生活費には満たない状況で、貯蓄等が尽き申請に至る65歳から70歳までの方が圧倒的に多い。

ひとり親家庭への支援の状況について

## 説明の概要

ひとり親世帯への支援の現状について、児童扶養手当受給者の推移は、令和2年度末が777人、令和3年度末が786人、令和4年度10月末までが824人となっているが、各年度末の人数は、国への報告数値であり、それぞれ年度末の数字である令和2年度、令和3年度については、年度末で18歳に到達する受給者世帯を除いた受給者数である。令和4年度についても、現時点では824人だが、年度末には少なくともここから50世帯ぐらの減少が想定される。

母子・父子自立支援相談員による相談件数は、令和3年度中は、1年間で延べ749件の相談を受けた。令和4年度は10月末現在で776件で、昨年度の件数を既に上回っている。これは、令和4年4月から相談員を1名増員して2名体制となり、平日全ての日において相談利用が可能となり、ひとり親世帯の相談体制を拡充したことや、相談が多岐にわたったことが要因と考える。

また、離婚後におけるひとり親世帯の経済的基盤を整えるために、元夫等からの養育費は重要であり、養育費を確保するための公正証書の作成費用等に対する補助制度を、本年度より新たに開始した。本年度は10月末までに、2件、11月に入りさらに1件の申請を受けている。

ひとり親世帯等への給付金支給状況について、令和3年度から令和4年度については、コロナ禍におけるひとり親世帯への支援として、2回の給付金を支給している。いずれも国の給付金であり、児童扶養手当の受給者、公的年金の受給者、その他新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、児童扶養手当対象水準になった世帯へ、対象児童1人につき5万円を支給した。児童扶養手当受給者へは申請不要で、児童扶養手当の振込口座に振り込むものである。令和3年度については4月28日に支給しており、支給件数が871件、支給総額が7,395万円となっている。令和4年度については、6月10日に支給しており、11月現在で支給件数が838件、支給総額が6,330万円である。

## 主な質疑

○相談内容の傾向は。

- 生活一般の相談が6割程度、その中で、就労に関する相談が三、四割を占めている。求職や転職、資格の取得等の相談が最も多い状況にある。

○高等職業訓練促進給付金の実績は。

- 令和3年度の支給件数が17件、令和4年度10月末まで既に21件の実績がある。支援員が2人になったので、相談に乗れるケースも増加し、様々な資格取得等につなげていく件数も増えていく見込みである。

○子どものいる家庭全体を分母にして、ひとり親家庭世帯の率は。

●国によると、子育てしている家庭の中の約10%がひとり親だという数字が出ている。全国的な国勢調査だと、母子家庭が1.4%であり、狭山市の全世帯数に対する児童扶養手当の受給者数は、約1.1%である。

○父子家庭の児童扶養手当受給者数や、相談件数は。

●児童扶養手当受給者数は25件程度であり、全体の相談件数のうち40件程度が父子家庭からの相談である。

## 主な意見

○生活困窮は様々な要因によるものだが、生活保護に至る前段階での支援をさらに充実させる必要がある。

○ひとり親世帯の支援について、相談窓口は非常に重要で、母子・父子自立支援相談員を1人から2人に増やした結果、相談件数が増え、潜在的にあったニーズを掘り起こしたということを如実に表していた。定期的な調査を行い委員会から様々な提言ができればよい。

○生活保護の申請について、20代から40代の単身の男性世帯が増えているということであり、社会復帰で自立した生活に戻れるような支援が大事である。

○生活困窮者の状況は、悪化はしていないが予断はできないということが分かった。ひとり親家庭への支援の状況は、児童扶養手当を受給し支援をうけて、子どもを育てている間は、何とか乗り越えても、子どもが自立した後に、年金が少ないなどの理由により生活困窮に至ることがないように、正規の仕事に就くような支援をさらに充実させるべきではないか。

## 総括

生活保護の申請件数や住居確保給付金、緊急小口資金、総合支援資金の利用件数やその状況においては、顕著な悪化は見られないが、予断は許さない状況である。母子・父子自立支援相談員における相談件数については、相談員を1名から2名に増やした影響もあるが、増加傾向が見られている。

また、本市においても、新型コロナウイルス感染症による生活への影響や物価高により、厳しい生活を強いられている方がいることが確認できた。

このようなことから、当委員会では、今後も定期的に生活困窮者の状況、また、ひとり親家庭への支援の状況について注視していくとともに、必要に応じて適宜調査研究をしていきたい。